

輪島市立学校における 教職員の多忙化改善実施計画

令和8年2月
輪島市教育委員会

1 計画の趣旨

教職員の多忙化改善については、これまで国及び石川県教育委員会の方針を踏まえ、輪島市においても教職員の勤務時間の適正な管理や業務改善に向けた取組を進めてきたところである。これらの取組により、教職員の働き方に対する意識の変化や、一定の改善効果が見られる一方で、依然として業務の量や内容に課題が残されている。

本市においては、小規模校化の進展、児童生徒数の変動による学校再編など、学校を取り巻く環境が大きく変化している。加えて、被災後の復旧・復興に係る対応が長期化する中で、児童生徒の心のケアや学習の保障、地域と連携した復興教育の推進など、学校が果たす役割はこれまで以上に重要かつ多様なものとなっている。その結果、教職員一人一人が担う業務は複雑化・高度化し、心身の負担が増大する傾向が見られる。

こうした状況の中で、教職員が健康で意欲を持って教育活動に専念できる環境を整えることは、児童生徒の学びの質を保障し、復興期における学校教育の充実を図る上で不可欠である。多忙化改善は、単に勤務時間を短縮することを目的とするものではなく、業務の在り方を見直し、限られた時間の中で教職員の専門性を最大限に発揮できる学校運営を実現するための取組である。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、各教育委員会に対して、教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保に関する実施計画の策定が義務付けられた。本市では、この度の法改正の趣旨及び「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画」を踏まえ、輪島市立学校の実情に即した多忙化改善実施計画を策定し、持続可能な学校教育の実現を目指すものである。

2 本市の現状

本市の学校は、小規模校や再編による統合により、限られた教職員数の中で学習指導、校務分掌、学校行事、地域連携等の多様な業務を担っている。加えて、被災地域に位置する本市の学校では、児童生徒が被災の経験を踏まえて安心して学校生活を送ることができるよう、心身の状況に配慮した指導や支援、復興を題材とした学びの充実など、復興教育に係る取組が継続的に求められている。また、被災後の学校運営においては、児童生徒や保護者へのきめ細かな対応、地域との連携強化など、通常業務に加えた対応が求められている。

こうした状況の中で、教職員の時間外在校等時間は改善傾向にあるものの、業務の集中や特定の教職員への負担の偏りが課題として挙げられ、さらなる業務の精選・効率化、外部人材の活用を進める必要がある。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間の月平均を30時間以内とする。
- ・時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- ・仕事にやりがいや誇りを感じている教職員の割合 80%以上
- ・年次有給休暇等を取得しやすい雰囲気があると感じている教職員の割合 80%以上
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数 10日以上
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下

4 計画の期間

令和8年4月から令和12年3月までの4年間

5 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 長時間勤務を前提とした働き方を見直し、限られた時間の中で教職員の専門性を生かし、授業準備や児童生徒と向き合う時間を十分に確保する。
- (2) 多忙化解消に向け、国及び県に対し引き続き教職員定数の改善を強く求めていく。
- (3) 教育委員会、学校、関係機関が共通理解のもと、被災地としての本市の状況を十分に踏まえながら、学校の実情に応じた業務改善を継続的に進める。

6 取組を進めるにあたっての留意点

本計画を推進するにあたっては、次の点に十分留意しながら、実情に即した取組を進める。

(1) 計画の周知と共通理解の形成

本計画の趣旨及び内容について、全ての教職員に周知し、多忙化改善は個人の努力に委ねるものではなく、組織として取り組むものであるという共通理解の形成を図る。また、保護者や地域に対しても、学校が担う役割や教職員の働き方の現状について丁寧に説明し、理解と協力を得ながら取組を進める。

(2) 被災地としての学校の実情への配慮

被災後の復旧・復興対応が継続している本市においては、児童生徒の心のケアや復興教育など、学校に求められる役割が大きいことを踏まえ、画一的な取組とならないよう、各学校の状況や教職員の負担感を把握し、柔軟な運用を行う。

(3) 業務の精選と負担の偏り防止

業務の削減や見直しにあたっては、特定の教職員や管理職に負担が集中しないよう配慮し、業務の分担や平準化を図るとともに、業務内容を精選し、外部人材の活用を含めた支援体制の工夫を行う。

(4) 時間外在校等時間の縮減の目的化防止

時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動の質の低下や、業務の先送り、持ち帰り業務の増加につながらないよう、教職員が安心して業務改善に取り組める環境づくりを進める。

(5) 部活動及び地域連携に関する配慮

部活動や地域行事への参加については、教職員及び児童生徒の負担が過度とならないよう精選を図るとともに、地域や関係団体と十分に協議しながら進める。復興期における地域連携の意義を踏まえ、持続可能な体制を構築する。

※学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6. 調査・統計等への回答 7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 10. 校舎の開錠・施錠 11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮 12. 校内清掃 13. 部活動	14. 給食の時間における対応 15. 授業準備 16. 学習評価や成績処理 17. 学校行事の準備・運営 18. 進路指導の準備 19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

7 具体の取組内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた取組

本市では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」に基づき、それぞれの区分ごとに具体的な取組を整理し、役割分担の明確化と業務負担の軽減を図る。

【第1類型：学校以外が担うべき業務】

■取組1 学校以外が担うべき業務の整理と移行

主な担い手・保護者、地域、関係機関、教育委員会

- ・登下校時の見守り活動や地域行事との連絡調整について、地域や関係団体との役割分担を明確にする。
- ・学校徴収金の管理や事務的手続について、学校が担う範囲を整理する。
- ・過剰な苦情や不当要求への初期対応については、教育委員会が関係機関と連携し、学校を支援する。
- ・被災後対応に係る関係機関との調整や連絡については、教育委員会が主体的に関与する。

【第2類型：教師以外が積極的に参画すべき業務】

■取組2 外部人材の活用による業務支援の充実

主な担い手 ・ 学校、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員、教育委員会

- ・ 調査・統計資料の作成、文書の発送、広報資料やホームページの作成等について、スクール・サポート・スタッフを活用する。
- ・ ICT機器の設定や保守管理、校務のデジタル化支援について、ICT支援員を活用する。
- ・ 特定の教職員に業務が集中しない体制づくりを進める。

【第3類型：教師の業務であるが負担軽減を図る業務】

■取組3 調査・報告・会議等の精選と簡素化（教育委員会による取組）

主な担い手 ・ 学校管理職、教育委員会

- ・ 教育委員会が学校に求める調査・報告・計画を整理・精選し、様式の簡素化や電子化を進める。
- ・ 会議や研修について、回数や時間、開催方法の見直しを行う。

■取組4 校内業務の見直しと効率化（学校による取組）

主な担い手 ・ 学校、学校管理職

- ・ 校務分掌や校内組織の在り方を見直し、業務の平準化を図る。
- ・ 学校行事や日常業務の進め方について、効率化を進める。

(2) 教育活動・部活動・健康等に関する取組

■取組5 学校行事・教育活動の精選と重点化

主な担い手 ・ 学校、教育委員会

- ・ 学校行事や教育活動について、教育的意義や実施方法を再点検し、過度な準備負担を伴うものを見直しを行う。
- ・ 被災・復興教育については、内容の重点化や関係機関との役割分担を図る。

■取組6 部活動運営体制の見直し・部活動指導員の活用、複数顧問制、休養日の確保を進める。

主な担い手・学校、部活動指導員、教育委員会

- ・生徒数や教職員数を踏まえ、部活動数や活動内容の精選を行う。

■取組7 勤務時間管理と健康・福祉の確保

主な担い手・学校管理職、教育委員会

- ・勤務時間の適正把握、定時退校日の設定、医師による面接指導、ストレスチェックを実施する。
- ・被災・復興対応に取り組む教職員の心身の負担に配慮した相談体制を整える。

■取組8 管理職による学校マネジメント力の向上

主な担い手・学校管理職、教育委員会

- ・管理職研修等を通じて、業務改善や働き方改革に関するマネジメント力の向上を図る。
- ・校内における業務分担や役割整理を進める。

8 今後のフォローアップ

本計画の着実な実行と実効性の確保を図るため、教育委員会は以下の取組を通じて、継続的なフォローアップを行う。

(1) 勤務時間及び業務状況の把握

教職員の勤務時間調査を継続して実施し、時間外在校等時間の状況を定期的に把握する。あわせて、学校ごとの業務状況や負担の偏りについても確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

(2) 働きがい・働きやすさに関する意識把握

教職員を対象とした意識調査やストレスチェックの結果を活用し、働きがいや働きやすさ、心身の健康状況について把握する。結果については、学校ごとの実態に応じた職場改善につなげる。

(3) 学校評価との連動

各学校においては、学校経営方針や重点目標に教職員の働き方や業務改善に関する項目を位置付け、学校評価の中で点検・評価を行う。教育委員会は、その結果を踏まえ、継続的な改善を支援する。

(4) 管理職研修等を通じた意識改革

管理職研修や新任教職員研修等において、多忙化改善や業務改善に関する内容の充実を図り、管理職を中心とした学校全体の意識改革を進める。

(5) 好事例の共有と横展開

市内学校における効果的な取組や業務改善の好事例について、研修会や情報共有の場を通じて横展開を図る。小規模校や統合校における工夫についても積極的に共有する。

(6) 被災・復興期に配慮した支援

被災体験を踏まえた指導や復興教育に継続的に取り組む教職員の負担に配慮し、必要に応じて専門機関との連携や相談体制の充実を図る。

これらの取組を通じて、計画の進捗状況や課題を検証し、必要に応じて取組内容の見直しを行いながら、持続的な多忙化改善を推進する。